

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第40号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(127)（略） <u>(128)及び(129)</u> 削除 (130)～(585)（略）	別表（第2条関係） (1)～(127)（略） <u>(128)</u> 看護大学入学考査料 <u>(129)</u> 看護大学証明事務手数料 (130)～(585)（略）

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。